

石川県公報

平成 27 年 4 月 17 日 (金曜日)

号 外

(第 40 号)

目 次

<p>人事委員会</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: right;">1</p>	<p>○石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: right;">2</p>
--	--

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十七日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十二号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部保健福祉センターの項中

部 次 長	五 種
地域センター所長	
地域センター次長	
総務課長	
管理課長	

を

部 次 長	五 種
地域センター所長	
地域センター次長	
総務課長	
管理課長	
生活環境課担当課長	

に改め、同部土木総合事務所の項中「工事管理担当次長」を「工事管理専

門官」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中

課 長	三 種
教員指導力向上推進室長	
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	

を

課 長	三 種
教育振興推進室長	
教員指導力向上推進室長	
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十七日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十二号

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の育児休業等に関する規則（平成四年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。